

## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に対する電気料金値引き適用規約

株式会社なんとエナジー

この規約は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、なんとエナジーが実施する電気料金値引きの取扱いを定めるものです。

### 1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受けるお客さま

### 2. 適用期間

低圧：2023年1月使用分（2月検針分）から2023年9月使用分（10月検針分）まで

高圧：2023年2月使用分から2023年10月使用分

### 3. 値引き単価（国が定める単価）

各月の燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行ないます。

〈低圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

〈2月分料金から9月分料金〉 2023年1月検針日から9月検針日の前 日までのご使用分	〈10月分料金〉 2023年9月検針日から10月検針日の前 日までのご使用分
7.00円/kWh	3.50円/kWh

〈高圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

2023年2月1日から9月30日まで のご使用分	2023年10月1日から10月31日まで のご使用分
3.50円/kWh	1.80円/kWh

以上

2022年12月28日制定